

協会等による物流事業者における人材確保支援事業補助金実施要領

令和6年4月1日制定

(通則)

第1条 この要領は、一般社団法人福井県トラック協会（以下「協会」という。）が、実施する物流事業者における人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(目的)

第2条 物流の停滞が懸念される「2024問題」に対応するため、物流事業者に対して、ドライバーの免許取得および荷役作業の省力化を支援し、物流事業者の運転手を確保することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、福井県内に本社を置く者
- (2) トラック事業者として、引き続き事業を実施する意思があること
- (3) 申請時点において、県税の滞納がない者であること
- (4) 令和7年4月1日から申請日までの間に、事業の停止処分を受けていない者であること

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助対象経費に係る消費税および地方消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税および地方消費税相当分については、補助の対象としない。
- 3 国庫補助金等他の補助制度の適用を受ける経費については、補助対象経費から控除する。ただし、協会が実施する他の補助制度との併用は不可とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、物流事業者における人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）を協会に提出するものとする。

- (1) 免許取得者の免許証の写し（免許取得支援補助制度）
- (2) 免許取得にかかる経費が分かる領収書等の写し（免許取得支援補助制度）
- (3) 荷役作業の省力化機器導入にかかった費用が分かる書類（荷役作業の省力化機器等導入支援補助制度）
- (4) 導入した荷役作業の省力化機器の写真（荷役作業の省力化機器等導入支援補助制度）
- (5) 補助金の振込先口座の通帳の写し（名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）（協会に通帳の写しを提出済の場合は省略できる）

- (6) 地方消費税の納税証明書
- (7) 国庫補助金等の交付決定通知の写し（国庫補助等を受けない場合は不要）
- (8) その他協会が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 協会は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し物流事業者における人材確保支援事業交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するとともに、補助金を補助対象者に支払うものとする。

(補助金の返還)

第7条 協会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(補助事業の経理)

第8条 交付決定を受けた補助対象者は、補助金に係る経理を明確にするとともに、会計年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(立入検査)

第9条 協会は、補助金交付事業の適正を期するため、必要に応じて補助対象者に対して報告させ、または協会等が指定する者により、補助対象者の事務所等に立ち入り関係書類等を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

(その他)

第10条 この実施要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（４条関係）

経費区分	内容	補助率・補助上限
大型・中型免許 取得費用	大型・中型免許を取得するためにかかる経費。	補助率 1／2 補助上限 15万円／人
荷役作業の省力 化機器の導入経 費	荷役作業を行う際に使用する省力化機器等を導入するのにかかる経費。 複数機器の導入も可とするが、補助上限は1社あたり50万円とする。 例：テールゲートリフター、標準パレット、アシストスーツなど	補助率 1／2 補助上限 50万円／社

- ・補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。
- ・補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。

一般社団法人福井県トラック協会会長 様
申請者

住 所	〒
氏名または名称 法人にあっては 代表者職氏名	
電 話 番 号	

物流事業者における人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

物流事業者における人材確保支援事業補助金実施要領第 5 条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。また、下記の誓約事項について誓約します。

1 補助金申請額

金 円

2 補助金振込先口座

本補助金については、以下の金融機関の口座に振り込み願います。

金融機関名		支 店 名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口座番号 (右づめ)	
フリガナ			
口座名義			

3 申請する補助金の種類（申請する補助金を○で囲む）

大型・中型免許取得費用 ・ 荷役作業の省力化機器の導入経費

4 申請内訳

内 容	免許取得日 もしくは 省力化機器導入日	補助対象経費 (実際にかかった経費)	補助申請額
例) 大型免許取得	R6. 10. 1	452, 540 円	150, 000 円
例) アシストスー ツ (10 着)	R6. 6. 1	1, 595, 000 円	500, 000 円

4 誓約事項

- ・本申請書をはじめ、その他提出書類に記載した事項については、事実と相違ありません。
- ・申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の返還に応じるとともに、返還日までの延滞金を支払います。
- ・県税の納税状況について、県税事務所等が協会および県交通まちづくり課に対し情報提供することに同意します。
- ・協会および県から、検査・報告、是正のための措置の求めがあった場合はこれに応じます。
- ・申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請者の経営に事実上参画していません。

【添付書類】

(共通)

- ・国庫補助金等の交付決定通知の写し（国庫補助等を受けない場合は省略できる）
- ・補助金の振込先口座の通帳の写し（名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）
- ・地方消費税の納税証明書

(免許取得支援補助)

- ・免許取得者の免許証の写し
- ・免許取得にかかる経費が分かる領収書等の写し

(荷役作業の省力化機器等導入支援補助を受ける場合)

- ・荷役作業の省力化機器導入にかかった費用が分かる書類
- ・導入した荷役作業の省力化機器の写真

様式第 2 号

第 号
年 月 日

様

一般社団法人福井県トラック協会会長

物流事業者における人材確保支援事業補助金補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった物流事業者における人材確保支援事業補助金については、物流事業者における人材確保支援事業補助金実施要領第 6 条の規定に基づき、下記のとおり支給することを決定しましたので、通知します。

記

1 物流事業者における人材確保支援事業補助金の額

円